

議案第13号

みよし市営住宅管理条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和6年3月1日提出

みよし市長 小 山 祐

説 明

この案を提出するのは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正等に伴い必要があるからである。

## みよし市営住宅管理条例の一部を改正する条例

みよし市営住宅管理条例（昭和37年三好町条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第8号中「又はイ」を「からウまで」に改め、同号ア中「一時保護又は」を「一時保護、」に、「保護が」を「女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が」に改め、同号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を、「において」の次に「これらの規定を」を加え、同号に次のように加える。

ウ 女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センターをいう。以下同じ。）等により配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）、行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者からの暴力を受けた被害者の支援を行っている民間支援団体において公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

みよし市営住宅管理条例の一部改正新旧対照表

改正案	現行
<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項に規定する高齢者、身体障害者その他の特に居住の安定を図る必要がある者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居室においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、<u>アからウまでのいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による<u>一時保護、配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による女性自立支援施設における保護又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第23条第1項の規定による母子生活支援施設における保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項<u>又は第10条の2</u>（配偶者暴力防止等法第28条の2において<u>これらの規定を</u>準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>ウ <u>女性相談支援センター（困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第9条に規定する女性相談支援センターをいう。以下同じ。）等により配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書が発行されている者又は女性相談支援センター以外の配偶者暴力対応機関（配偶者暴力相談支援センター（配偶者暴力防止等法第3条に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）、福祉事務所及び市町村における配偶者暴力相談支援担当部署をいう。）、行政機関若しくは関係機関と連携して配偶者からの暴力を受けた被害者の支援を行っている民間支援団体において公営住宅への入居等に関する配偶者暴力被害申出受理確認書による確認がされている者</u></p> <p>3以下 略</p>	<p>(入居者の資格)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 同左</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、<u>ア又はイのいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による<u>一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</u></p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>3以下 略</p>